

国の文化審議会の答申について

令和元年6月21日(金)に開催された国の文化審議会文化財分科会において、県内では1件を史跡に追加指定するよう文部科学大臣に答申されました。

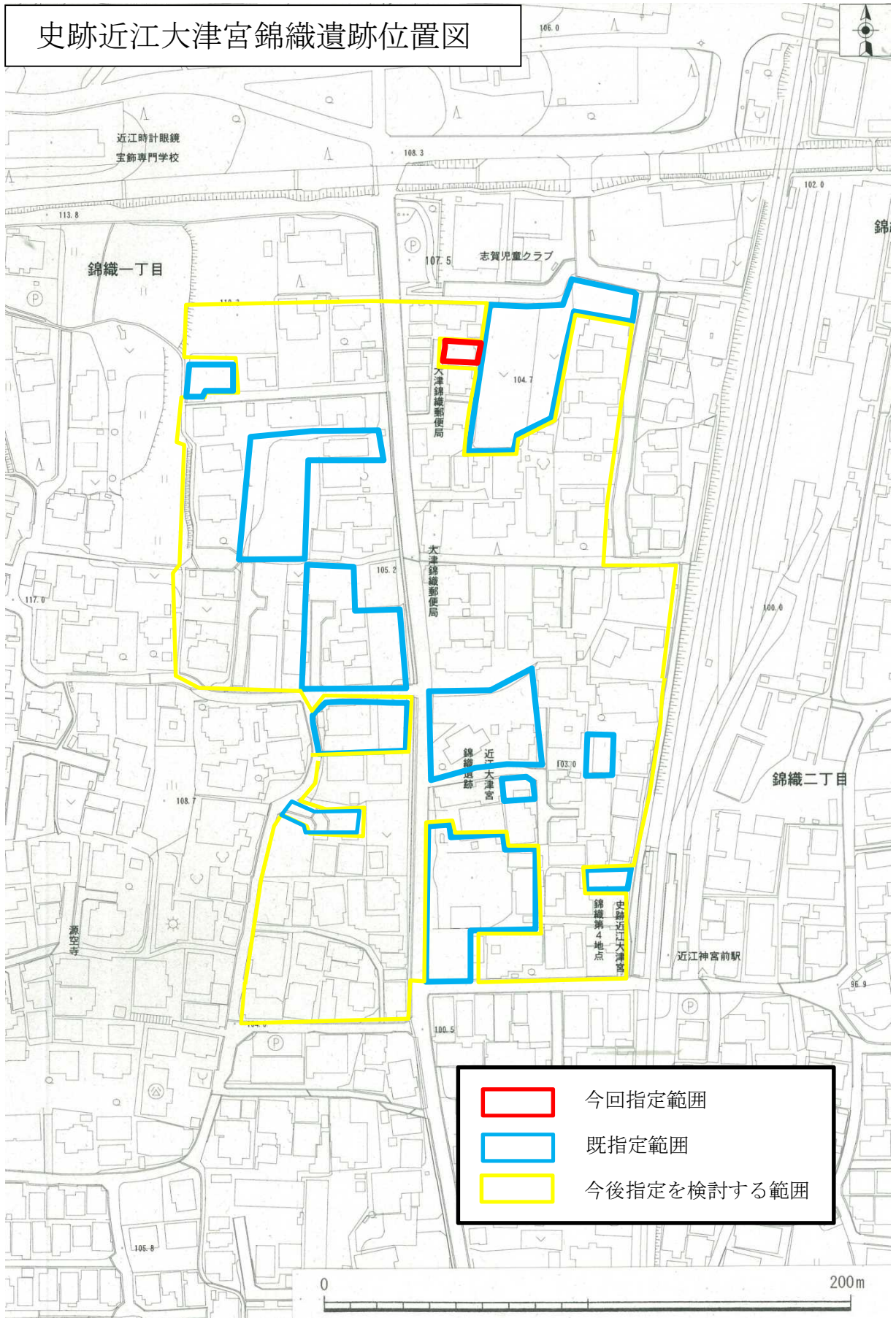
1. 史跡の追加指定(1件)・・・・・・・・・・資料

- (1) 近江大津宮錦織遺跡(大津市)

国の審議会が地域を追加して指定するよう答申した史跡（1件）

名 称	近江大津宮錦織遺跡（おうみおおつのみやにしこおりいせき）
所 在 地	大津市錦織一丁目字王流 790 番 5
指定基準	史跡の部 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡 その他政治に関する遺跡
指定面積	128.74 m ² （指定後全体面積：9,801.99 m ² ）
追加指定理由	近江大津宮錦織遺跡は、天智天皇 6 年（667 年）に中大兄皇子（天智天皇）が飛鳥から遷都し、天武天皇元年（672 年）まで営まれた 5 年間の宮跡です。今回は内裏跡の一角と考えられる地点について、条件が整ったため、追加指定されるものです。この史跡の追加指定は昭和 54 年の指定以来、平成 31 年につづき 12 回目のことです。

史跡近江大津宮錦織遺跡位置図





既指定地の状況



既指定地の発掘調査状況